

報告第7号

令和6年度決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく資金不足比率を別紙のとおり、監査委員の意見を付けて報告する。

令和7年9月3日提出

越前町長 高田浩樹

令和6年度決算に基づく資金不足比率報告書

(単位：%)

事業会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
越前町水道事業会計	—	20.0
越前町下水道事業会計	—	20.0
越前町国民健康保険病院事業会計	—	20.0

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」と記載しています。

越前町長 高田 浩樹 様

越前町代表監査委員 大橋 直之



越前町監査委員 佐々木 一郎



令和6年度越前町水道事業会計資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された令和6年度決算に基づく越前町水道事業会計の資金不足比率について審査したので、下記のとおり意見を提出します。

記

第1 審査の概要

この審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類については、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名	令和6年度比率	経営健全化基準	備考
資金不足比率	(%) —	(%) 20.0	

※資金不足比率は、資金不足でないため「—」で記載。

(2) 個別意見

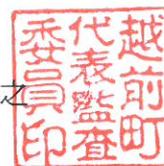
みだしの事業会計について、経営健全化基準20%に対して、実質的資金不足額が生じていないため良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

越前町長 高田 浩樹 様

越前町代表監査委員 大橋 直之



越前町監査委員 佐々木 一郎



令和6年度越前町下水道事業会計資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された令和6年度決算に基づく越前町下水道事業会計の資金不足比率について審査したので、下記のとおり意見を提出します。

記

第1 審査の概要

この審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類については、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名	令和6年度比率	経営健全化基準	備考
資金不足比率	(%) —	(%) 20.0	

※資金不足比率は、資金不足でないため「—」で記載。

(2) 個別意見

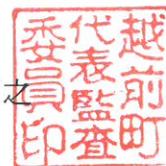
みだしの事業会計について、経営健全化基準20%に対して、実質的資金不足額が生じていないため良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

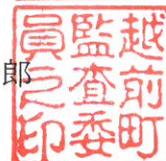
特に指摘すべき事項はない。

越前町長 高田 浩樹 様

越前町代表監査委員 大橋 直之



越前町監査委員 佐々木 一郎



令和6年度越前町国民健康保険病院事業会計資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された令和6年度決算に基づく越前町国民健康保険病院事業会計の資金不足比率について審査したので、下記のとおり意見を提出します。

記

第1 審査の概要

この審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類については、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名	令和6年度比率	経営健全化基準	備考
資金不足比率	(%) —	(%) 20.0	

※資金不足比率は、資金不足でないため「—」で記載。

(2) 個別意見

みだしの事業会計について、経営健全化基準20%に対して、実質的資金不足額が生じていないため良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。